

福岡県公報

令和三年一月二十二日
第百六十九号
増刊
①

目次

企業局

○福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

正する規程

(企業局管理課) ……………一

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

正誤

(市町村支援課) ……………二

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正(令和二年十二月福岡県告示第九百九十四号) 中正誤

……………三

企業局

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年一月二十二日

福岡県企業管理者 家守良明

福岡県企業局管理規程第一号

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程(昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項の次に、次の号を加える。

三 防疫等作業手当

第九条の次に、次の号を加える。

(防疫等作業手当)

第九條の二 防疫等作業手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二に規定する政令で定める日までの間において、次の各号に掲げる作業に従事した職員に支給する。

一 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この号及び次号において同じ。)

の患者のうちその病状の程度が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められるもの又は新型コロナウイルス感染症の病原体を保有している者であつて新型コロナウイルス感染症の症状を呈していないもの(以下この号において「軽症患者等」という。)

が、県が確保した宿泊施設において療養を行う場合その他人事委員会がこれに準ずると認める場合において、職員が、その軽症患者等の身体に直接接触する作業、軽症患者等が使用した物件の処理作業その他の新型コロナウイルス感染症にかかるおそれのある作業で特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の施行規則(令和二年福岡県人事委員会規則第十八号)。以下「特殊勤務手当特例条例施行規則」という。)

二 新型コロナウイルス感染症の患者、疑似症患者又は人事委員会がこれらに相当すると認める者の救護、新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の危険がある物件の処理作業その他の新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために行う作業(前号に規定する作業を除く。)で特殊勤務手当特例条例施行規則

第二条第二項に定めるもの。

2 前項の手当の額は、勤務一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において特殊勤務手当特例条例施行規則第二条第三項に定める額とする。

一 前項第一号の作業 四千元

二 前項第二号の作業 二千元

3 職員が、同一勤務日において、第一項に掲げる作業のうち二以上の作業に従事した

ときは、これらの作業に係る手当額が同額のとくにあっては、当該手当のいずれか一の手当、これらの作業に係る手当額が異なるときにあっては当該手当額の最も高いずれか一の特種勤務手当を支給する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第九号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年一月二十二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

二 老人ホームの表中

さわやか清田館	〃	清田三―四―七
香月老人ホーム	〃	八幡西区大字畑三二五

を

さわやか清田館	〃	清田三―四―七
軽費老人ホームケアハウス八幡	〃	大蔵三―二―一
香月老人ホーム	〃	八幡西区大字畑三二五

に改める。

正誤

2 ・ 12 ・ 25	発行年月日	
163 増刊②	番公 号報	
告 示	種 類	
994	番同 号上	
12	ペ ー ジ	
	上	欄
○	下	
表 中	行	
	備 考	
-130°	正	
-135°	誤	